

## 所得拡大促進税制

青色申告をする中小企業者が、一定の割合以上従業員への給与を増額した場合、その増額の10%分の税額控除が認められます。

### 《適用要件》

この制度の適用を受けるには、適用しようとする事業年度において次の①から③の要件をすべて満たしていることが必要です。

#### ① 雇用者給与等支給額が基準事業年度より一定割合増加していること

適用年度に、国内雇用者に対する給与等の支給額（「雇用者給与等支給額」といいます）が、基準事業年度の雇用者給与等支給額と比較して一定割合増えていること。各年度において必要な増加割合は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度は2%、平成27年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度は3%です。

#### ② 適用年度の雇用者給与等支給額が前事業年度以上であること

「雇用者給与等支給額」が、全事業年度の雇用者給与等支給額以上であること。

#### ③ 平均給与等支給額が前事業年度を上回っていること

雇用者給与等支給額のうち継続雇用者にかかる金額の合計額を適用年度と前事業年度でそれぞれ計算し、各月ごとの給与等の支給対象となる雇用者の数で割って算出する「平均給与支給額」が、適用年度の方が前事業年度より上回っていること。

### 《適用期間》

平成30年3月31日までの期間内に開始する各事業年度について利用できます。